第九条第一項	第九条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	法第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号	前号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条	前条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
「第五条第一項」	「第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」
第五条第一項又は第三項	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項の申出	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申出
前条	前条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第六項	第五条第六項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第七項	法第五条第七項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	第八条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳に満たないもの	一歳（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては、一歳二か月）に満たないもの
第五条各号（第五条の二において準用する場合を含む。）	第五条各号（第五条の二において準用する場合を含む。）（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第七条第一項	第七条第一項
第五条第六項	第五条第六項
同条第七項	同条第七項
（新設）	第八条第一項
一歳に満たないもの	一歳
（新設）	第五条各号

第六条	第六条
（新設）	第五条第三項
（新設）	第五条第六項
（新設）	同条第七項
（新設）	（新設）
（新設）	一歳
（新設）	第五条各号

第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（新設）	（新設）
前号に規定する	前号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（新設）	（新設）
第五条第六項	第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第七項	同条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（新設）	（新設）
一歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては、一歳二か月）
第五条各号	第五条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）